

# 福祉医療費助成制度の申請を

問い合わせ 障害福祉課老人・福祉医療担当  
☎(866)2093 FAX(863)6362

**申請がまだのかたは  
お早めに**

表1に該当するかたは、申請すると福祉医療の受給者証が交付されます。診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が無料になります。今まで申請をしていなかったかたは、障害福祉課へお問い合わせください。  
また、所得制限を超えているため該当しなかつたかたでも、修正

申告などにより平成14年度13年中の所得が少なくなつたり扶養人数が増えたときも、申請月から交付される場合があります。

**お子さんの受診、  
気になる所得制限は？**

福祉医療費助成制度で二歳以上の乳幼児が通院する場合の所得制限は次のとおりです。  
平成14年度(13年中の所得)の総所得額から、社会保険料控除一律8万円、配偶者特別控除額等を控除した額を表2と比べ、基

準額を超える場合は制度に該当しません。

総所得額は、市・県民税を納付する通知書でご確認ください。父母の所得は合算せず、所得者ひとりずつの所得額で比べます。

**A. サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた** 市民税・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額」欄の額

**B. A以外のかたで、市・県民税を納税通知書で納付しているかた** 市民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている明細書所得・控除の「総所得 + 欄の額



表1

対象者	該当要件1	該当要件2
乳幼児	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	0・1歳児	全員に入院・通院の費用を助成します(所得確認があります)。
	2歳以上	通院には所得制限があります。入院は全員に助成(所得確認があります)。 * 所得制限を超え、受給者証をお持ちでない未就学のおさんが入院する場合は、健康保険証と印鑑をお持ちになって申請してください。 なお、平成14年1月1日現在、秋田市以外にお住まいだったかたは、前に住んでいた市町村の「平成14年度所得証明書(13年中の所得)」が必要です
下記の家庭の児童 ・母子父子家庭 ・父母のいない家庭 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります
重度心身障害(児)者	身体障害者手帳(1～3級)または、療育手帳Aをお持ちのかた	・社会保険本人は所得制限があります
高齢身体障害者	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)をお持ちのかた	・社会保険本人は該当しません ・所得制限があります

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成14年度(平成14年8月1日～平成15年7月31日)の受給者証の交付にあたっては、平成14年度(平成13年中)の所得の確認が必要となります。表1でいう「社会保険本人」とは「市町村国民健康保険と国民健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」をさします。

表2

扶養人数	所得基準額
0人	234万2千円
1人	272万2千円
2人	310万2千円
3人	348万2千円

\* 扶養親族が1人増すごとに、所得基準額に38万円が加算されます



## 夜間休日応急診療所 診療科目が変わります

市立夜間休日応急診療所(千秋久保田町の成人病医療センター1階)の診療科目が、4月1日(火)から変わります。夜間の内科、休日の外科の診療は3月末で終了します。夜間休日応急診療所の診療時間・科目以外の受診は、市立病院、組合病院、赤十字病院、中通病院へどうぞ。保健予防課☎(883)1172

夜間	診療時間	午後7時30分～10時30分(毎日)
	診療科目	小児科・耳鼻咽喉科
休日	診療時間	午前9時30分～午後3時30分(日・祝日、12/31～1/3)
	診療科目	小児科・内科

## 秋田市の老人医療費は275億円

# 上手な受診で医療費を有効に

秋田市の65歳以上の人口は6万2百6人(平成14年10月現在)で、全体の18・9パーセントを占め、その比率は年々高まっています。

おもに70歳以上のかたが受給している老人保健制度で、秋田市ではどのくらいの医療費が使われているかをみてみました。

障害福祉課老人福祉医療担当  
電話(866)2093  
ファクス(863)6362

70歳以上のかたや一定の障害のある65歳以上のかたを対象とした、平成13年度の老人保健医療費は2百75億円でした。お年寄りがお医者さんにかかる医療費は、平成12年度から減少の傾向にあります。グラフ1、これは、介護保険制度の利用や、平成13年1月から医療費の一部負担金が一部負担(上限あり)に引き上げられたことなどによるものです。

## 医療費を有効に 使いましょう

老人保健医療費は、各種健康保険からの拠出金(支払基金)や国、県、市の負担金などでまかなわれています。一人ひとりが、病気の予防や健康づくりに取り組み、医療費を有効に使うため、次の項目について心がけましょう。

病気の早期発見と早期治療を心がけましょう  
同じ病気でもいくつものお医者さんにかかるのはやめましょう  
お医者さんを信頼し、指示をよく守りましょう  
薬は、お医者さんの指示どおり正しく服用しましょう

## 老人保健制度

### 対象が75歳以上に

昨年10月に、老人保健制度の対象年齢が75歳以上(一定の障害がある場合は、今までどおり65歳以上)に引き上げられました。

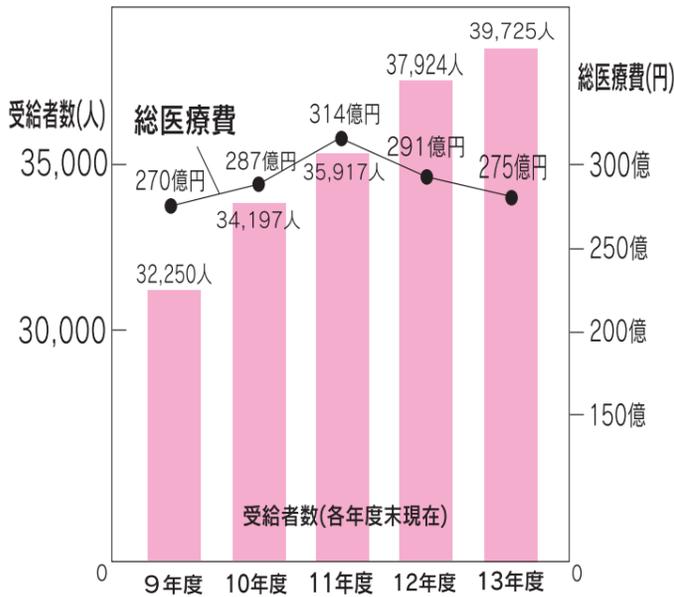
平成14年9月30日現在、70歳以上だったかたを引き続き老人保健制度でお医者さんにかかることができます。「老人保健法医療受給者証」と現在加入している健康保険証をお使いください。

平成14年10月1日以降、70歳になられたかた、またはこれから70歳になられるかた

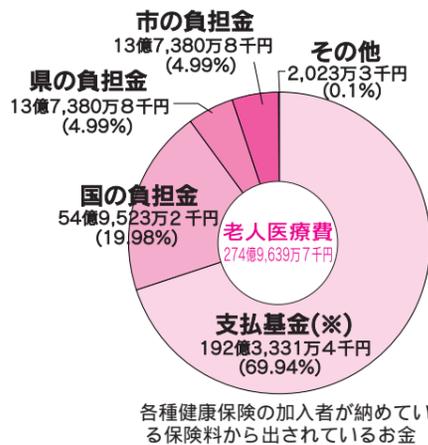
74歳までは加入している医療保険で、「前期高齢者」として、老人保健制度と同様にお医者さんにかかることができます。国民健康保険加入者で、「前期高齢者」の対象となるかたには、国民健康保険証とは別に「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。お医者さんにかかる際は、あわせてお使いください。国民健康保険については国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

グラフ1 秋田市の老人保健医療の受給者数と総医療費

老人保健医療費には、自己負担金や入院時の食事は含まれていません



平成13年度  
グラフ2 老人保健医療費の負担割合



平成13年度  
グラフ3 老人保健医療費の使われ方

